

人事院公示第 2 1 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 4 年人事院公示第 1 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 6 月 1 7 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
<u>二 規則第 3 条の 3 第 3 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている特別の事情について定めること。</u>	(新設)
<u>三 規則第 3 条の 3 第 3 号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u>	<u>二 規則第 3 条の 3 第 3 号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u>
<u>四 規則第 3 条の 4 の規定に基づき、人事院が定めることとされている特別の事情について定め</u>	(新設)

<p><u>ること。</u></p> <p><u>五</u> 規則第3条の4第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</p> <p><u>六～十三</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>三</u> 規則第3条の4第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</p> <p><u>四～十一</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

2 この決定による改正は、令和4年10月1日から効力を発生する。